

閱覽用

第2次
上士幌町環境基本計画
(2024-2030年度)
概要版
(案)

令和6(2024)年1月

上士幌町



1. 上士幌町環境基本計画の構成

1. 基本的事項

- 1.1. 策定の背景
- 1.2. 計画の目的、位置づけ、計画期間

計画をつくった背景、目的、位置づけや計画期間等の基本的事項が記載されています。

2. 上士幌町の概要とこれまでの取組

- 2.1. 上士幌町の概要
(土地利用と主要産業)
- 2.2. これまでの取組
- 2.3. アンケートの調査結果から

上士幌町の概要を記載し、環境に関連したこれまで各種の計画や取組を記載しています。町民アンケートの結果から、町民の環境に対する意識・関心についてとりあげています。

3. 計画の基本理念

- 3.1. 目指す目標像
- 3.2. 施策の基本的考え方
- 3.3. 基本目標

本計画が目指す目標像として、5つの環境将来像を示し、施策の基本的考え方とともに、5分野の基本目標を掲げています。

4. 各分野の施策方針

- 4.1. 自然環境：
人と自然との共生をめざします
- 4.2. 資源循環：
循環型社会を実現します
- 4.3. 地域環境：
安心安全で良好な生活環境を確保します
- 4.4. 地球環境：
脱炭素のための取組を推進します
- 4.5. 協働連携：
参加と協働により取組を推進します

5分野の基本目標それぞれについて、施策項目ごとに、その方針を記載しています。

5. 推進体制と進行管理

- 5.1. 推進体制と進行管理
- 5.2. 役割分担

本計画の推進体制と進行管理とともに、町民、事業者、町の役割について記載しています。



2. 上士幌町環境基本計画とは

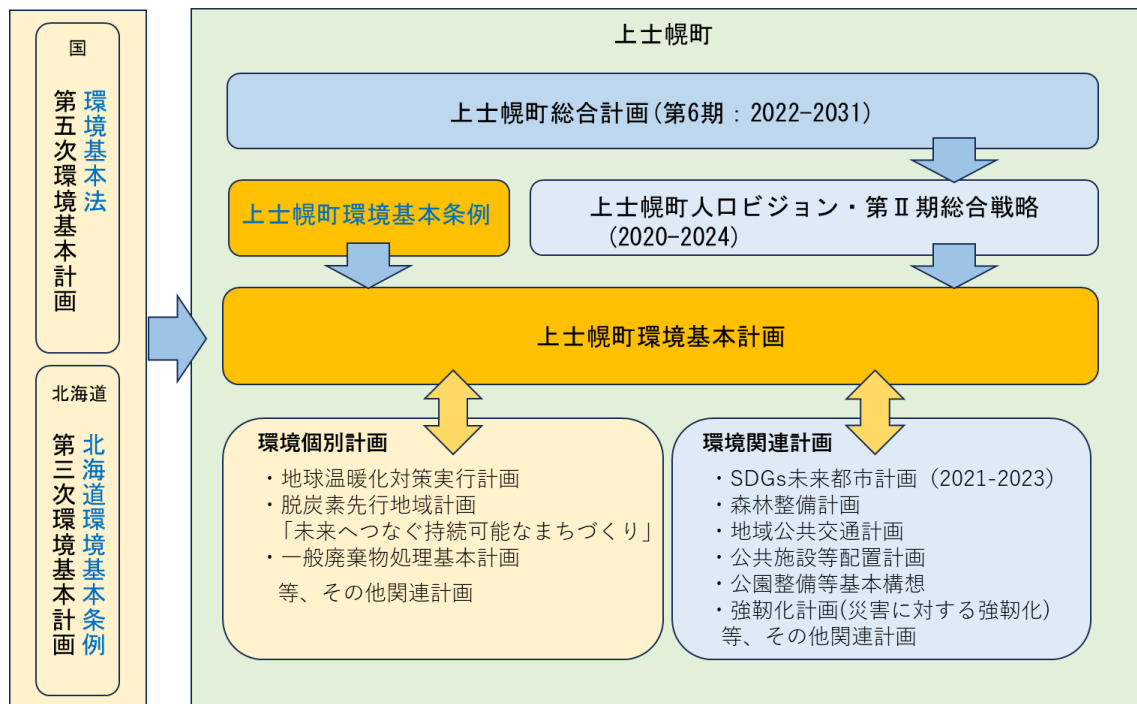
計画の目的、位置づけ、計画の期間

(1) 計画の目的

上士幌町環境基本計画は、上士幌町環境基本条例に定めた基本理念を実現することを目的に、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2006(平成 18)年 12 月に策定しました。環境問題に対する社会情勢の変化を踏まえ、将来に向けた環境政策を推進するため、第 2 次上士幌町環境基本計画を策定します。

(2) 位置づけ

環境基本計画は、まちづくりの総合的な取組を定めた「上士幌町総合計画(第 6 期)」の目標を、環境面から実現するための計画として位置づけられます。長期的な目標や施策の方向を示すもので、具体的な施策や事業は個別の計画により実施されます。



(3) 計画期間

2024(令和 6)年度から 2030(令和 12)年度までの 6 年間とします。

環境個別計画・環境関連計画の進捗状況にあわせて、必要に応じて見直していきます。



3.環境に関する意識

アンケート調査結果から

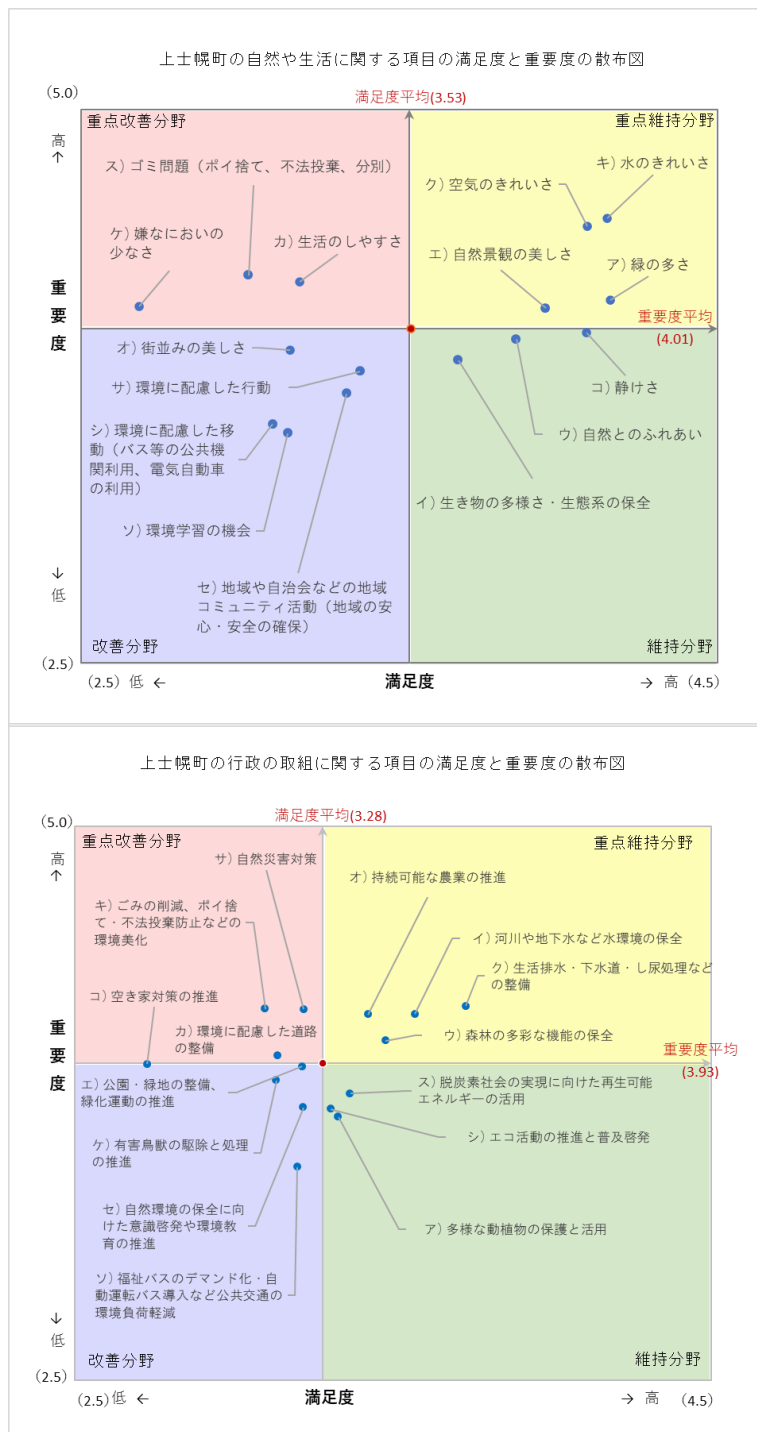
2023(令和5)年7～8月に実施した環境に関する町民アンケートの結果によると、満足度が低く重要度が高い「重点改善分野」として以下の項目があげられました。

【自然や生活に関すること】

「ごみ問題（ポイ捨て、不法投棄、分別）」「生活のしやすさ」「嫌なにおいの少なさ」

【行政の取組に関すること】

「ごみの削減、ポイ捨て・不法投棄防止などの環境美化」「自然災害対策」「環境に配慮した道路の整備」「空き家対策の推進」

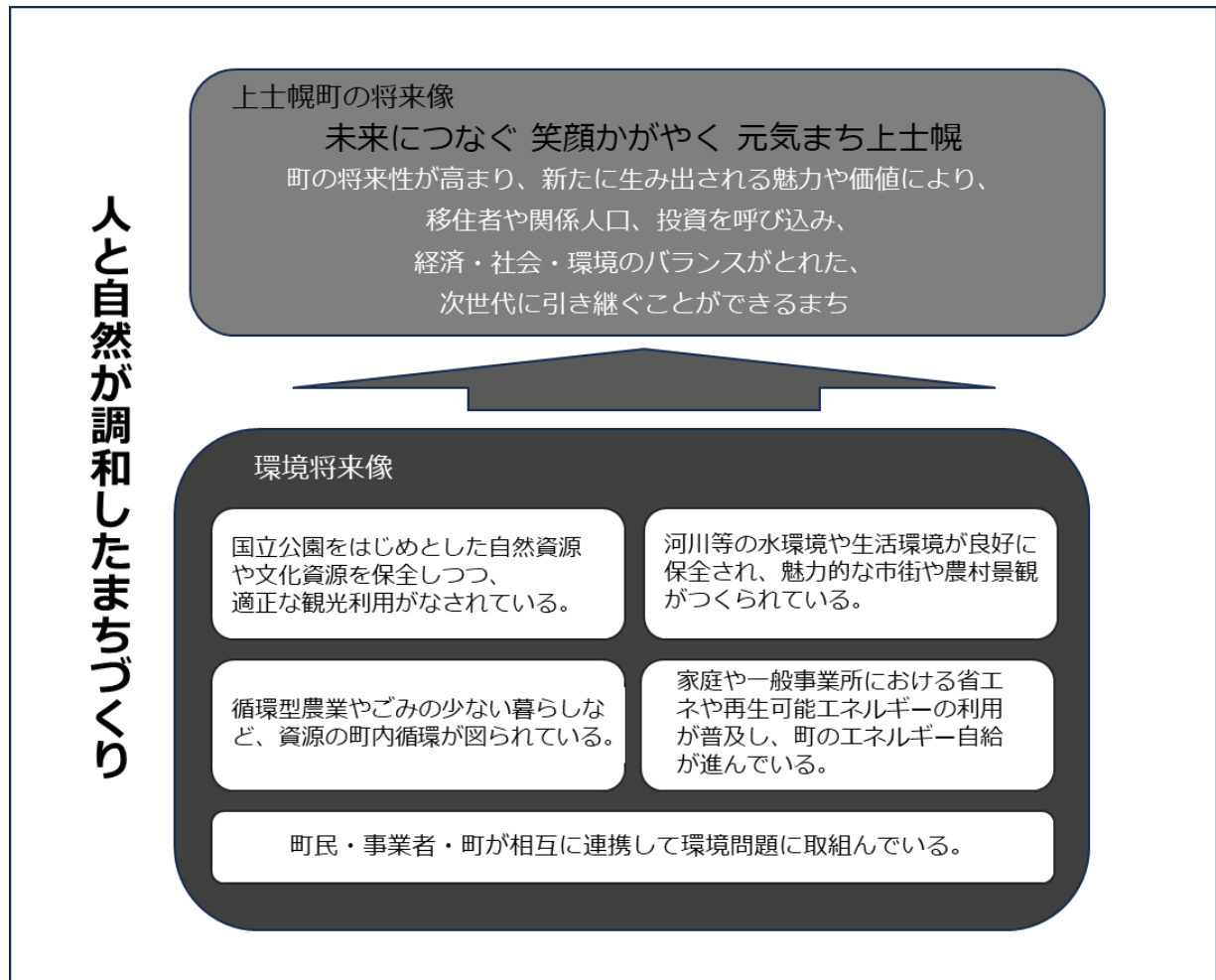




4. 計画の基本理念と基本目標

目指す目標像

環境基本計画の目標は、「上士幌町総合計画」がめざす環境面での目標と整合性を図り、「人と自然が調和したまちづくり」として、次のとおり環境将来像を設定します。



基本目標

町の将来像をめざして、5つの基本目標を設定し、各種施策を展開します。

基本目標 1. 自然環境:人と自然との共生をめざします	
(1) 野生生物の保全と管理	動植物の生育生息状況の把握と保全 野生鳥獣の適切な管理 外来生物の防除 学習の機会や保全活動の充実
(2) 森林や農地の持続的利用	森林の多面的機能の保全と活用 森林資源の循環利用 木育の推進 持続可能な農業の推進 有害鳥獣の適切な駆除と体制づくり
(3) 国立公園や文化資源の保全と活用	国立公園等自然環境の保全と適正利用の推進 文化財等の調査、保全と適正利用
基本目標 2. 資源循環:循環型社会を実現します	
(1) ごみの減量化、資源化・リサイクルの推進と適正処理の推進	ごみの減量化 ごみの分別収集とリサイクルの推進 ごみの適正処理 不法投棄対策
(2) 循環型の農業の推進	畜産バイオマスを核とした資源循環・エネルギー地産地消 有機物を活用した土づくり
基本目標 3. 地域環境:安心安全で良好な生活環境を確保します	
(1) 河川環境の保全、管理	良質で安全な水道の供給 水源や河川の水質の監視 生活排水処理率の向上 水環境に関する情報提供 河川の維持管理と保全
(2) 安心安全な生活環境の保全維持	大気や土壌の汚染対策 悪臭対策 道路施設の安全管理と整備 新たな交通システムの構築
(3) 魅力的な市街地や農村景観の形成	町民との協働による市街地形成 農村景観の保全・形成
基本目標 4. 地球環境:脱炭素のための取組を推進します	
(1) 再生可能エネルギーの地産地消の推進	再生可能エネルギーの地産地消の拡大 太陽光発電を活用した公共施設マイクログリッドの構築 一般住宅及び事業者への太陽光発電等再エネ設備の拡大
(2) 省エネルギーの推進	公共施設や住宅等の省エネルギーの推進 公用車・公用電動自転車の電動化 ライフスタイルの見直しや行動変容の意識醸成
(3) 総合的な取組	森林保全活動 公共交通の最適化や物流サービスの再構築 気候変動への適応策の検討
基本目標 5. 協働連携:参加と協働により取組を推進します	
(1) 環境教育の推進、環境意識の醸成	学校教育における環境学習機会の拡大 保全活動やまちづくり活動への参加促進と団体活動の支援 環境情報の提供
(2) 関係機関との連携による取組の推進	町内における連携 関係機関との連携 広域連携



4. 基本目標と施策方針

4.1. 自然環境：人と自然との共生をめざします

(1) 野生生物の保全と管理

施策の方向性

動植物の生育生息状況の把握と保全	➤ 希少な動植物の生育生息状況を把握するとともに、関係機関と連携して絶滅の恐れのある種の保護・増殖を図ります。
野生鳥獣の適正な管理	➤ 国や道と連携し、エゾシカやヒグマ、キタキツネなど、町民生活に危険や被害を及ぼし生態系に影響を与えている野生動物の適正な管理を進めます。
外来生物の防除	➤ 人や農林業への被害、生態系への影響について周知及び啓発活動を行います。町民や関係団体等と連携し、継続的な防除活動を実施します。
学習の機会や保全活動の充実	➤ 身近な自然への関心、保全への意識を高めるため、自然とのふれあえる様々な機会を提供します。 ➤ 自然環境の保全活動において、一般の町民や関係団体等との連携を図り、協働で保全活動を進めていきます。

(2) 森林や農地の持続的利用

施策の方向性

森林の多面的機能の保全と活用	➤ CO2 吸収・固定や防災機能等、森林の機能や役割に応じ、町有林を計画的に整備するとともに保全します。 ➤ 未利用地への健全な森林整備を推進します。 ➤ ICT を活用したスマート林業の支援等、民有林における林業経営体の強化対策を行います。 ➤ 野鼠被害の防止、有害鳥獣駆除により森林の健全な育成を図ります。 ➤ 森林空間の健康増進効果を期待した観光利用を進めます。
森林資源の循環利用	➤ 公共施設はもとより一般の住宅にも地域材の利用を推進し、建築物や暮らしのなかでの木材利用を増やします。 ➤ 林地残材の利活用や森林由来のバイオマスのエネルギー利用を検討します。
木育の推進	➤ 森遊びや植樹等の活動を通じて、「森林」や「木」に対する興味関心の醸成を図ります。
持続可能な農業の推進	➤ 緑肥や消化液等の有機物施用による土づくりを推します。 ➤ 家畜ふん尿等の排出物を堆肥や再生可能エネルギーとして活用し、地域資源の循環を推進します。
有害鳥獣の適切な駆除と体制づくり	➤ 有害鳥獣による森林や農地への被害を防止するための体制を確保し、駆除等の担い手の育成を行います。また捕獲後の個体の適正な処理と有効活用のため環境整備を検討します。

(3) 国立公園や文化資源の保全と活用

施策の方向性

国立公園等自然環境の保全と適正利用の推進	➤ 国や北海道、関係町村と連携し、十勝三股の樹海等、国立公園の自然環境を保全するとともに、ぬかびら源泉郷地区を中心とした国立公園の適正な利用を推進します。
文化財等の調査、保全と適正利用	➤ 道指定の緑地や天然記念物、指定文化財等を保全するとともに、これらの理解を深めるため、国等の関係機関と連携し、情報提供や適正な利用を推進します。

4.2. 資源循環：循環型社会を実現します

(1) ごみの減量化、資源化・リサイクルの推進と適正処理の推進

施策の方向性

ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 3 R (Reduce、Reuse、Recycle：ごみ発生抑制、再使用、再資源化)運動を推進します。 ➤ 食育や地産地消、さまざまな取組により、食品ロスに向けた意識啓発に取り組めます。
ごみの分別収集とリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報発信により、ごみの分別や・出し方の適正化に努めます。また高齢者のごみ出しの支援策を検討します。 ➤ 資源回収を進めるため、集団回収の奨励や資源回収業者への支援をおこないます。
ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 関係自治体と連携し、ごみ処理施設の維持管理に努めるとともに、2028(令和 10)年の新施設への移行後の最終処分場の廃止・解体やごみ中継施設(直接搬入ごみ専用施設)建設に向けて検討、協議を進めます。 ➤ 資源化をさらに進めるため、製品プラスチック廃棄物の処理や生ごみ等の堆肥化・減容化に向けた取組を検討します。 ➤ 国や北海道と連携して、産業廃棄物の適正処理を促進します。
不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 不法投棄等に対する監視、連絡体制を強化するとともに、ポイ捨てし難い環境づくりとして、地域一斉清掃や町内会、企業等による清掃ボランティア活動を推進します。 ➤ 野焼き等の不適正処理の禁止についても、広報・啓発活動により周知徹底を図ります。

(2) 循環型の農業の推進

施策の方向性

畜産バイオマスを核とした資源循環・エネルギー地産地消	<ul style="list-style-type: none"> ➤ バイオガスプラントによる家畜ふん尿処理の適正管理と発酵処理後に生ずる消化液の利用促進を図ります。 ➤ 町内のバイオガス発電事業者との連携を図るとともに、再生可能エネルギー(電力)を域内に供給します。
有機物を活用した土づくり	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消化液や堆肥の利活用と耕畜連携による取組を支援します。 ➤ 炭素を貯留(地球温暖化対策)するバイオ炭(バイオマスを加熱してつくられる木炭等の固形物)の農地施用を検討します。 ➤ 消化液や堆肥の利用促進による輸入肥料の使用低減を図ります。 ➤ リサイクル敷料の利用を促進します。

4.3. 地域環境：安心安全で良好な生活環境を確保します

(1) 河川環境の保全、管理

施策の方向性

良質で安全な水道の供給	<ul style="list-style-type: none"> 安全な飲料水を供給するため、水源の周辺環境の保全と新たな水源を開発するとともに、立地環境に適した浄水処理施設を整備します。
水源や河川の水質の監視	<ul style="list-style-type: none"> 町内 5 カ所の浄水施設における水道原水等の水質検査、及び町内の主要河川の水質調査を定期的実施し、結果を公表します。
生活排水処理率の向上	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道区域において、未接続世帯に対し早期接続をはたらきかけ、水洗化率の向上を図ります。公共下水道区域外では合併処理浄化槽の普及に努め、生活排水処理率向上をめざします。
水環境に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや広報誌等を通じて、水環境の現状や計画について情報提供します。各種PR活動を通じて、調理くずや廃食用油を流さない等、水環境に負荷をかけない方法を周知するとともに、環境学習の充実を図ります。
河川の維持管理と保全	<ul style="list-style-type: none"> 治水に必要な河道流加断面の確保、堤防等の施設の機能維持等のためパトロールを実施するとともに、官民協働で河道の保全のため伐木や草刈り、泥上げ等を行います。

(2) 安心安全な生活環境の保全維持

施策の方向性

大気や土壌の汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 北海道と連携し、工場・事業所に対する継続的な法令順守の徹底を促し、良好な大気、水、土壌の状態を維持します。 騒音・振動についての相談・窓口を設け対応していきます。
悪臭対策	<ul style="list-style-type: none"> 家畜ふん尿等に起因する悪臭対策については、バイオガスプラントから産出される臭いの少ないメタン発酵消化液の利活用を呼びかけ、悪臭が低減するように努めます。
道路施設の安全管理と整備	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁等、町道の老朽化施設の点検を進めるとともに、維持管理、整備を計画的に進め、町道の安全性を確保します。 冬期の安全走行を確保するため、適切な除排雪を行ないます。高齢者住宅周辺の除雪等は、地域住民協働による取組を支援します。
新たな交通システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等福祉バスにおける農村部デマンド¹運行や市街地コミュニティバスを導入し、生活の移動手段を継続して確保できるよう検討します。 自動運転バス、物流事業者と連携した貨客・客貨混載運行等、実装化に向けた取組を進めていきます。

(3) 魅力的な市街地や農村景観の形成

施策の方向性

町民との協働による市街地形成	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づいた公園づくりを進めるとともに、空き家対策として老朽廃屋の撤去や利活用を推進します。 町民参加、協働による清掃活動の推進、街路樹や花壇の整備、公園づくりに取り組み、緑のある居住空間や市街地をつくります。 民間の活動団体やアダプトプログラム参加者等と協働で、ごみ収集、除草、排雪などの活動を実施し、良好な居住環境や市街地を維持します。
農村景観の保全・形成	<ul style="list-style-type: none"> 廃屋、廃車、廃農機具庫等の整備、撤去を呼びかけます。 農村景観の活用として、ナイタイ高原牧場の草地や放牧の風景を生かした憩いの場を提供します。

1 デマンド運行：あらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのこと。規則正しく運行されている公共交通機関と異なり、利用者が自分から連絡する必要がある。

4.4. 地球環境：脱炭素のための取組を推進します

(1) 再生可能エネルギーの地産地消の推進

施策の方向性

再生可能エネルギーの地産地消の拡大	▶ 町内のバイオガспラント等で発電された電気の供給を拡大するための支援を行います。
	▶ 町有地や公共施設を活用し、官民協働による合計 2,000kW 規模の太陽光発電施設を整備します。発電した電気は地域内で消費するため、かみしほろ電力へ供給します。
太陽光発電を活用した公共施設マイクログリッド ² の構築	▶ 平常時には太陽光発電と蓄電池による再生可能エネルギーの有効活用を図り、災害時は役場庁舎等防災拠点となる主要な公共施設に電力を供給することで、レジリエンス ³ (災害等からの回復力、復元力)強化を図ります。
一般住宅及び事業者への太陽光発電等再エネ設備の拡大	▶ 一般家庭や事業所における再生可能エネルギーの有効活用のため、太陽光等設備の導入に対して支援をします。

(2) 省エネルギーの推進

施策の方向性

公共施設や住宅等の省エネルギーの推進	▶ 役場庁舎の ZEB ⁴ 化や公営住宅における ZEH ⁵ 化による省エネ化を推進します。 ▶ 住宅等の ZEH 化を支援し、建物の省エネ化を推進します。
公用車の EV 化等	▶ 公用車の全車両を EV ⁶ 、PHEV ⁷ に更新し、公用の電動自転車の導入を推進します。同時に、急速充電設備を設置した EV ステーションを整備し、町内における EV 導入を促進します。
ライフスタイルの見直しや行動変容の意識醸成	▶ 地球温暖化防止のために生活や行動の普及啓発のため、出前講座や環境学習を行います。 ▶ 環境に配慮した行動に応じたポイント制度の仕組みを検討します。 ▶ 町の取組を全国に向けて、普及啓発セミナーとして展開します。

(3) 総合的な取組

施策の方向性

森林保全活動	▶ 町有林で吸収するオフセット・クレジット制度を活用し、売却益を町有林の間伐等の維持・整備に活用します。 ▶ 町有林等における適期更新、間伐を継続的に実施するとともに、成長が早く CO2 吸収固定能力向上が期待されるエリートツリー ⁸ の植樹を行います。
公共交通の最適化や物流サービスの再構築	▶ 農村部市街地間の高齢者等福祉バス運行を、利用者の子約によるデマンド運行を実施し、効率的な運行サービスと CO2 削減を図ります。 ▶ 町内の人流・物流について整理し、共同配送や貨客混載、ドローン配送等の実証実験を踏まえて、社会実装に向けた取組を進めます。
気候変動への適応策の検討	▶ 気候変動による自然災害に備え、防災訓練、災害時の電源確保等、減災の取組を進めます。

2 マイクログリッド：「microgrid」は直訳すると「micro=極小の」「grid=送電網」。限られたコミュニティの中で、太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギーで電気をつくり、蓄電池などで電力量をコントロールし、当該コミュニティ内の電力供給を賄うことのできる=エネルギーの地産地消ができるシステムを「地域マイクログリッド」と呼んでいる。

3 レジリエンス：防災分野や環境分野で、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する用語として使われるようになった概念。

4 ZEB：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

5 ZEH：net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味で、使用するエネルギーと太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、消費するエネルギー量を実質的にゼロ以下にする家のこと。

6 EV：「Electric Vehicle」の略で、電気自動車のこと。

7 PHEV：「Plug-in Hybrid Electric Vehicle」の略で、ハイブリッドカー（HV）に外部充電機能を加え、電気だけで走れる距離を長くした車。

8 エリートツリー：人工造林地において、最も成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの。

4.5. 協働連携：参加と協働により取組を推進します

(1) 環境教育の推進、環境意識の醸成

施策の方向性

学校教育における環境学習機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ➤ こども園及び小中高校を対象に、それぞれの理解度に応じた出前授業を実施します。 ➤ 中学校のユネスコスクールへの登録により環境学習の機会が広がると期待されますが、生徒のみならず、保護者や教育関係者の学習機会としていきます。 ➤ 給食や子ども料理教室を通じた「食育」を推進し、地場製品の積極的な活用とともに、地産地消への理解を広めます。
保全活動やまちづくり活動への参加促進と団体活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大雪山国立公園の自然環境や林業開発等の歴史を学べる観察会や講習会を開催するとともに、植林や外来種防除等の町民参加の保全活動を行い、環境に対する意識を高めます。 ➤ 町有林での植樹体験会等を開催し、町民の「木」への関心を高め、木材利用につなげます。 ➤ 清掃活動や除雪等まちづくり活動を自発的に実施している団体へ支援を実施していきます。
環境情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報量や提供のタイミング等、行政と町民双方のコミュニケーションの最大、最適化を図ります。 ➤ 環境の施策や実施状況、調査結果等をHPや広報紙で発信に努めます。 ➤ 事業者の環境に配慮した行動を促進するため、効果的な手法で周知を図ります。

(2) 関係機関との連携による取組の推進

施策の方向性

町内における連携	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 出前講座等により、町民と事業者の環境に関する理解を深めるとともに、町民と事業者の連携を促進していきます。
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 町民や団体、事業者と行政を結ぶ役割を担っている町内の企業や団体と連携して、これからも町民と協働する仕組みを構築していきます。 ➤ SDGs 推進に積極的に取組む全国の自治体と連携し、情報交換等により各地の対策を参考にしながら、環境課題に取り組めます。
広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ごみ処理や河川流域・野生動物の対応等、広域的な取組を必要とする環境問題については、近隣自治体や北海道、国と連携して対処していきます。

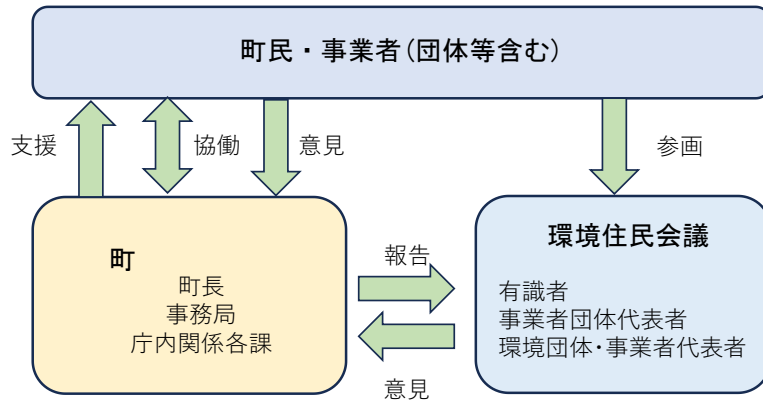


5. 推進体制と進行管理

推進体制と進行管理、役割分担

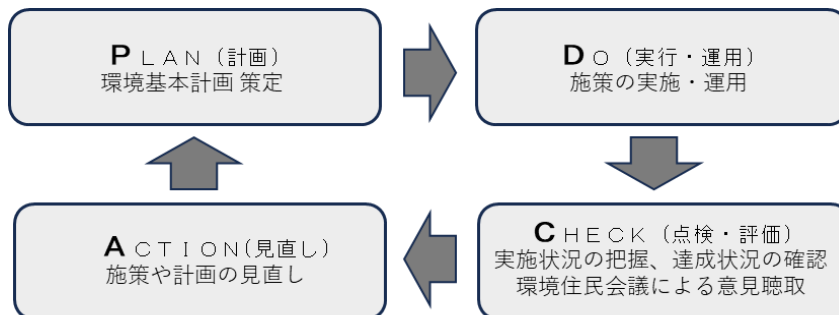
【推進体制】

事業者及び町民等が主体的に協議する場として環境住民会議を設置し、本計画や環境の保全や創造に関する方策等を協議し、町民・事業者・町が協働して本計画に基づいた取組を実施します。



【進行管理】

本計画は、以下のPDCAサイクルに沿って進めます。



【役割分担】

多様化し複雑化する環境問題に対し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、町民、事業者、町が相互に、連携し協働して、環境対策を取り組んでいくことが必要です。

